

船舶事故等調査報告書

平成27年4月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015仙第1号
事故等種類	定置網損傷
発生日時	平成27年1月3日 16時45分ごろ
発生場所	岩手県久慈市久喜漁港東南東方沖 陸中久喜港南防波堤灯台から真方位116° 2.6海里付近 (概位 北緯40° 06.77' 東経141° 54.26')
事故等調査の経過	平成27年1月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 ^{めいほう} 明鳳丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	134733、明港汽船株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海） 一等航海士、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 なし 定置網 網等が破損
事故等の経過	<p>本船は、船長及び一等航海士ほか2人が乗り組み、菜種粕約1,200tを積載し、船首約3.2m、船尾約4.8mの喫水により、一等航海士が単独の船橋当直につき、北海道苫小牧市苫小牧港に向け、岩手県譜代村黒埼南東方沖を自動操舵により約12ノットの対地速力で北北西進していた。</p> <p>一等航海士は、黒埼東方沖に至った頃、波高が約1.5～2.0mとなり、船首が波を叩くようになったことから、陸岸に寄って波を避けようと思い、自動操舵で左転して岩手県野田湾を北西進した。</p> <p>一等航海士は、野田湾を抜けるために針路を真方位約000°とし、同じ速力で航行を続け、平成27年1月3日16時45分ごろ本船の行きあしが止まったので、機関を停止して周囲を確認したところ、久喜漁港東南東方沖の定置網に乗り入れたことを知り、船長に報告した。</p> <p>本船は、本事故発生場所付近において、船舶所有者が手配したダイバーによりプロペラに絡んだ網等が除去された後、自力航行して青森県八戸市八戸港に入港した。</p>
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 6、視界 良好 海象：波高 約1.5～2.0m、潮汐 下げ潮の中央期 日没時刻：16時16分ごろ
その他の事項	一等航海士は、野田湾を航行する際、海図を確認したところ、久喜

	<p>漁港東南東方沖の水深が約50mであったので、定置網等はないもの と思い、野田湾を抜けるために北進中、オレンジ色の点滅灯2個を視 認したものの、定置網の標識灯であるとは思わず、航行を続けた。</p> <p>一等航海士は、岩手県沿岸沖を3～4回程度航行した経験があつた が、野田湾を航行したことはなく、久喜漁港東南東方沖に定置網が設 置されていることを知らなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、野田湾を北進中、一等航海士が、水深約50mの場所に定 置網等はないものと思い込み、視認した標識灯に注意を向けずに航行 を続けたことから、久喜漁港東南東方沖の定置網に乗り入れ、同網を 損傷したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、野田湾を北進中、一等航海士が、水深約 50mの場所に定置網等はないものと思い込み、視認した標識灯に注 意を向けずに航行を続けたため、久喜漁港東南東方沖の定置網に乗り 入れたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定針路より陸岸寄りの針路とする際は、漁具定置箇所一覧図、 海上保安庁の沿岸域環境保全情報サービス（シーズネット）等 により定置網等の設置状況を確認すること。